

国際会計基準審議会（IASB）、IFRS実務記述書第1号 「経営者による説明（Management Commentary）」 の改訂版を公表

IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」は、発行日（2025年6月23日）以後開始する事業年度から本改訂版に置き換わります（早期適用可）

経営者の視点

財務諸表を補完

将来予測への洞察



News

- 本改訂は、「経営者による説明」に関して従前から指摘されてきた課題を踏まえ、企業が**投資家等の必要とする情報**を報告可能にするための包括的なガイダンスを提供することを目的としています。
- 本実務記述書は、今後、規制当局が経営者の説明に関する国内の要求事項を策定する際に利用可能な**グローバルベンチマーク**となることを期待して作成されました。
- 本実務記述書は、企業に固有の**主要事項**（企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な事項）に焦点を当て、**6つの内容領域**（事業モデル、戦略、資源および関係、リスク、外部環境、並びに財務業績および財政状態）の開示目的に基づく**一体性**のある報告を企業に求めるものです。



Background

- 本実務記述書における「経営者による説明」とは、**財務諸表を補完**し、企業の**将来予測に対して洞察**を与える情報を**経営者の視点**から提供する一般目的財務報告であり、経営者による検討および分析（MD&A）などと呼ばれることもあります。
- 企業に対して本実務記述書への準拠を義務付けるかどうかは、各法域の規制当局によって判断されます（本実務記述書はIFRS®基準書を構成せず、IFRS基準への準拠とは直接の関係がありません）。
- 本改訂は、他の企業報告（統合報告フレームワーク等）の進展を反映しており、**IFRSサステナビリティ開示基準との間のつながり**についても配慮されています。



Insight

本実務記述書は、「経営者による説明」において、次のような情報の提供がされることを求めるものです。

- 財務諸表において報告される企業の**財務業績および財政状態**についての投資家等の理解を高める。
- すべての時間軸（長期を含む）にわたり企業が**価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力**に影響を与える可能性のある諸要因（サステナビリティ関連を含む）についての**経営者の洞察**を提供する。

本実務記述書は、**今後の企業報告の在り方について示唆**を与えるものと考えられます。

1. IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」改訂の背景

「経営者による説明」は、企業の財務諸表を補完する一般目的財務報告書であり、主要な利用者である投資家、融資者および他の債権者（以下「投資家等」という）の情報ニーズを満たすために作成されます。現行のIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」が公表された2010年以後、投資家等の情報ニーズが進化しており、IASBによるリサーチの結果、「経営者による説明」が必ずしも投資家等の必要としている情報を提供していないことが明らかになりました。具体的には、次の点が示されました。

- ・ 企業の（特に長期的な）見通しにとって重要な事項に焦点を当てていない。
- ・ 一般的な情報が多すぎる一方で、企業固有の情報が不足している。
- ・ 情報が断片的であり、企業が他の報告書で提供している情報との関連性を理解しづらい。
- ・ 情報がバランスを欠き、不完全であり、異なる報告期間にわたる比較や同業他社との比較が困難である。

このような報告実務における課題に対処し、**投資家等の情報ニーズ**を満たす情報を**経営者の視点**から提供可能とするため、IASBは2017年に本実務記述書の改訂に着手しました。

2. 本改訂の趣旨

(1) 「経営者による説明」の目的の明確化

改訂後の「経営者による説明」の目的は、次のとおりです。

- ・ 財務諸表において報告される企業の**財務業績および財政状態**についての投資家等の理解を高める。
- ・ すべての時間軸（長期を含む）にわたり企業が**価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力**に影響を与える可能性のある諸要因（サステナビリティ関連を含む）についての**経営者の洞察**を提供する。

IASBは、現行の報告実務において「経営者による説明」が必ずしも投資家等の情報ニーズを満たしていない点に対処すべく、上記のように目的を明確化する改訂を行いました。IASBは、この2つの目的を軸とした後述の**目的ベースのアプローチ**を採用し、包括的なガイダンスを提供することにより、企業が投資家等の必要とする情報を結集する形で「経営者による説明」を作成できるようにすることを意図しています。

(2) グローバルベンチマーク

IASBは、本実務記述書が、規制当局が国内の「経営者による説明」または類似の企業報告に関する法令やガイダンスを策定する際に利用可能な**グローバルベンチマーク**を提供することを想定しています。本改訂に際しては、2013年に国際統合報告評議会（IIRC）から公表された「統合報告フレームワーク」（※）など2010年以降の企業報告における進展を反映しています。また、2023年に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）より公表されたIFRSサステナビリティ開示基準との間で、一部の用語や共通の概念について整合性が図られました。このように、グローバルベンチマークを期する本実務記述書は、**今後の企業報告の在り方について示唆を与えるものとなります。**

なお、本実務記述書の全部もしくは一部を採用し、企業に対して準拠することを義務付けるかどうかは、各法域の規制当局が判断しますが、企業が任意に適用することも可能です。

※ [IR-Framework-2021_Japanese-translation.pdf](#) 統合報告フレームワークは、2022年8月におけるIFRS財団と価値報告財団の統合以降、IFRS財団が維持・管理する責任を担っています。

(3) 適用上の柔軟性

本実務記述書はIFRS基準を構成しないため、IFRS基準に準拠するうえで適用が求められない一方で、IFRS基準に準拠した財務報告を行わない場合でも、本実務記述書を適用することができます。前述のとおり、「経営者による説明」は財務諸表を補完する役割を果たすものです。本実務記述書に従ってサステナビリティ関連の諸要因に関して「経営者による説明」で報告すべき情報を識別する際には、IFRSサステナビリティ開示基準を参照することも可能であり、それによって財務諸表とサステナビリティ関連財務開示との間でつながりのある情報の提供が促進されます。

3. 改訂版「経営者による説明」の概要

(1) 目的ベースのアプローチ

本実務記述書は、開示要求の詳細なリストを提供するものではありません。企業固有の情報の充実を求める投資家等の要望に応えるべく、「提供される情報はどのような目的を満たす必要があるか」を定める目的ベースのアプローチを採用しています。このアプローチをとることによって、次の両方が得られるようにしています。

- ・ 企業の見通しに重要な事項に焦点を当て、企業固有の報告を可能にする柔軟性
- ・ 規制当局が本実務記述書を強制し、監査人が経営者による説明に保証を提供することを可能にする厳格性

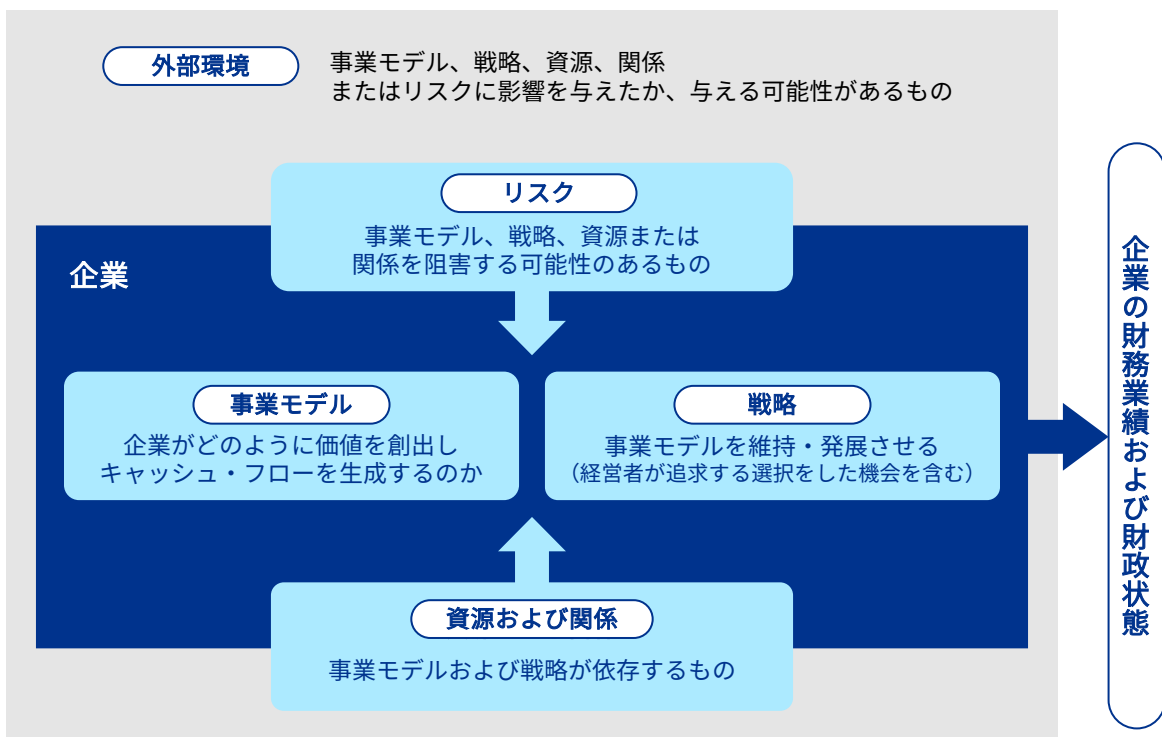
目的ベースのアプローチによる本実務記述書では、経営者による説明に関する全般的な目的（前述2（1）参照）を定め、これを**6つの内容領域**の開示目的で支える構成を取っています。

(2) 6つの内容領域

6つの内容領域（事業モデル、戦略、資源および関係、リスク、外部環境、並びに財務業績および財政状態）の各開示目的には、主たる目的（投資家等の全体的な情報ニーズ）と具体的な目的（投資家等の詳細な情報ニーズ）が定められています。また、経営者が投資家等の情報ニーズを理解する助けとなるように、それぞれの内容領域の開示目的に沿って提供される情報が、どのように投資家等の判断に役立つのかに関する説明が示されています。

6つの内容領域は、相互に関連しているため、1つの内容領域の開示目的を満たすことで、別の内容領域の開示目的を同時に満たし得る場合があります（図1参照）。

図1：6つの内容領域の関係



出所：「IFRS実務記述書第1号『経営者による説明』図1—経営者による説明における6つの内容領域の関係」をもとにあずさ監査法人作成

(3) 重要性がある情報と主要事項

① 重要性がある情報

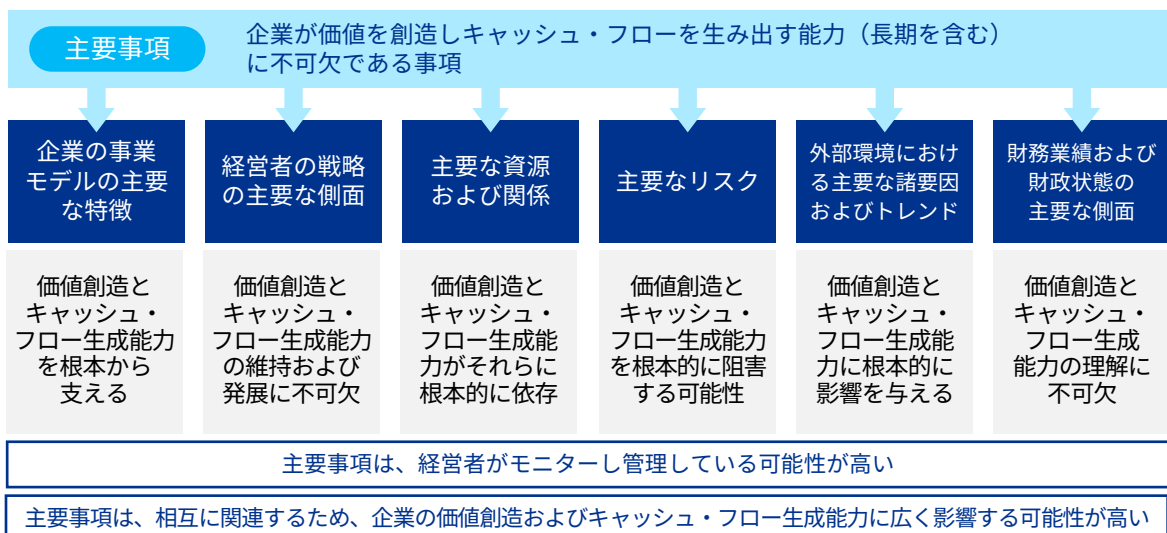
「経営者による説明」の目的や、各内容領域における開示目的が要求する情報は、その情報に重要性がある場合に報告されます。「経営者による説明」における重要性がある情報の定義は、IFRS会計基準の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という）およびIFRSサステナビリティ開示基準における定義と整合しています。ただし、「経営者による説明」と財務諸表では、その報告の目的や提供する情報の種類が異なることから、両者の間で重要性の判断は通常異なることに留意する必要があります。

② 主要事項

「経営者による説明」の目的と内容領域の開示目的を満たすために必要とされる重要性がある情報の多くは、**主要事項（key matters）**に該当することが想定されます。主要事項は、**企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である事項**と定義されます。「経営者による説明」では、主要事項に焦点を当てた報告が求められます。主要事項を識別する際には、経営者による判断が必要となりますが、主要事項は、その定義を踏まえると、経営者がモニターし、管理している事項である可能性が高いとされます。ただし、重要性がある情報が、必ずしも主要事項に関連するとは限りません。主要事項に関連していなくても情報に重要性がある場合は、「経営者による説明」の報告に含められます。

本実務記述書では、前述の6つの各内容領域における主要事項の例や、重要性がある情報（主要事項に関連しないものを含む）の例を示しています。主要事項は相互に関連している可能性が高く、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に広く影響し、複数の内容領域に関連することが想定されます（図2参照）。

図2：主要事項の記述と特性



出所：「IFRS実務記述書第1号『経営者による説明』図2—主要事項の記述及び特性」をもとにあずさ監査法人作成

③ 指標（Metrics）

本実務記述書では、企業が「経営者による説明」で提供が求められる指標のリストは定められていません。これは、企業に固有であり、企業が営業を行っている業種やその他の状況を反映するような指標であることが、投資家等に対して、より有用である可能性が高いためです。代わりに、本実務記述書では、「経営者による説明」で議論されている事項に関連する、企業に固有の重要性がある情報（指標を含む）を識別するガイダンスが提供されています。

「経営者による説明」の文脈において、重要性がある情報には、経営者が主要事項をモニタリングし、進捗管理するために使用する指標が含まれる可能性が高いことが想定されています。そうした指標は、通常、企業に固有であり、企業の活動および企業が営業を行っている業種に依存します。指標は企業が作成した情報がもたれることになれば、外部の情報源（市場占有率の統計値または顧客調査の提供者など）から得た情報から導かれることもあります。

本実務記述書では、6つの各内容領域について、主要事項のモニタリングおよび進捗管理で使用されることがある指標の例を示しています。

(4) 有用な情報の属性

IASBは、現行の「経営者による説明」において提供される情報が必ずしも有用でない（前述1参照）とされる要因の1つとして、どのような属性の情報が利用者にとって有用であるかについて「経営者による説明」の作成者が理解していない場合があり、それは関連するガイダンスが存在しないことに起因すると考えました。このため、本実務記述書では、概念フレームワークで説明されている有用な財務情報の質的特性に基づいて、有用な報告における必須の特性（完全性、中立性および誤りが無いこと）、ならびに望ましい特性（理解可能性、比較可能性および検証可能性）を定め、これらの特性を有する情報の提供方法に関するガイダンスが示されています。

(5) 一体性

投資家等からは、「経営者による説明」における情報が断片的な場合があり、企業が提供している他の情報との関連性が理解しづらいという意見が聞かれていました。こうした懸念に対処すべく、本実務記述書には、一体性に関する要求事項が含まれています。

具体的には、本実務記述書では、「経営者による説明」は、企業の財務業績もしくは財務状態に影響を与えた諸要因、または企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因（サステナビリティ関連を含む）に関する経営者の視点を示す単一の簡潔で一体性のある記述を提供するものとされています。また、「経営者による説明」における情報の完全性、理解可能性および比較可能性は、すべて、その情報が十分に統合された一体性のある全体として表示されることに依存するとされています。そのため、本実務記述書では、一体性を「概念フレームワーク」の有用な情報の属性と同じ章で取り扱うのではなく、これを包括的な原則として独立の章で取扱い、ガイダンスを提供しています。

例えば、「経営者による説明」における1つの内容領域について議論される事項が、他の内容領域への影響を有する場合には、投資家等がその影響を評価するために必要な情報を「経営者による説明」に含めなければなりません。また、「経営者による説明」の一部の情報は、企業の財務諸表または他の一般目的財務報告書の情報の文脈において理解するのが最善である場合があります。「経営者による説明」が一体性を有するためには、そうした情報は、その文脈及び関連する情報との関係を説明する方法で表示しなければなりません。また、他の一般目的財務報告書、投資家等へのプレゼンテーションもしくはプレスリリース等で企業が提供する情報との間の見掛け上の不整合の領域があれば、説明が求められます。

4. 適用日

本実務記述書は、発行日（2025年6月23日）以後に開始する事業年度から本改訂版に置き換わります。早期適用は認められており、企業が本実務記述書を早期適用する場合には、その旨を開示する必要があります。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public